

あいち食の安全・安心推進アクションプラン案 新旧対照表（主要な項目のみ）

改訂項目	ページ	新	旧
農産物の安全性確保関係	p. 10	<p>アクション1</p> <p><u>GAP (Good Agricultural Practice) *とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みです。</u></p> <p><u>県域生産者団体等と連携して県内での指導体制を整備し、国の国際水準GAPガイドラインに基づき、GAPの取組の拡大と高度化を推進しています。</u></p> <p>● <u>GAPの取組みを推進します。</u></p>	<p>アクション1</p> <p><u>エコファーマー*とは、環境にやさしい農業に取り組む5年間の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称です。</u></p> <p><u>市町村、農業団体、消費者団体、流通関係団体などと連携を図りながら、エコファーマーを育成し、たい肥などによる土づくりを行い化学肥料や農薬の使用を低減し、環境と安全に配慮した農業を推進します。</u></p> <p>● <u>環境保全型農業の重要な担い手となるエコファーマーを認定・支援します。</u></p>
HACCP 導入関係	p. 18	<p>アクション9 <u>食品等事業者の自主管理の推進</u></p> <p><u>食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入などの事故を未然に防止するため、食品等事業者の自主管理体制を確立することにより、食の安全確保に努めます。</u></p> <p>● <u>平成30年6月の食品衛生法の一部改正により、令和3年6月1日から、原則として全ての食品等事業者は、HACCP*に沿った衛生管理（「HACCPに基づく衛生管理*」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理*」のいずれか）を実施することが義務付けられました。</u></p> <p>● <u>小規模施設事業者に対して自主管理を推進するための相談員を養成し、関係業界全体の食品衛生水準の向上を図っていきます。</u></p> <p>● <u>保健所及び食品衛生検査所において、食品等事業者などを対象とした食品衛生教育講習会を実施します。</u></p> <p>● <u>なお、改正法の施行に伴い、「愛知県 HACCP 導入施設認定制度*」は、令和3年5月31日をもって廃止しました。</u></p>	<p>アクション9 <u>HACCP に基づいた食品営業者の自主管理の推進</u></p> <p><u>食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入などの事故を未然に防止するため、食品の安全性を確保する上で、最も効果的かつ効率的な手法である HACCP*（危害分析重要管理点）の導入を推進するなど、食品営業者の自主管理体制を確立することにより、食の安全確保に努めます。</u></p> <p>● <u>HACCP の考え方に基づく自主管理が確立できた食品営業施設に対し認定を行う、「愛知県 HACCP 導入施設認定制度*」を導入し、関係業界全体の食品衛生水準の向上を図っていきます。</u></p> <p>● <u>愛知県食品衛生条例の改正により導入された、HACCP 導入型基準と従来型基準の選択制度について営業者に周知を行い、食品事業者が自主的に HACCP に基づいた管理に取り組むよう、食品事業者の指導を行っていきます。</u></p> <p>● <u>保健所及び食品衛生検査所において、食品営業者などを対象とした食品衛生教育講習会を実施します。</u></p> <p>● <u>中小規模の食品営業施設において、食品の安全性を確保するために必要な措置（いわゆるリスク管理）が適切に講じられるよう、リスク管理を推進する「食のリスク管理サポート事業*」を実施します。</u></p>
食の不安要因に対する対応関係	p. 21	<p>アクション12</p> <p><u>県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市は各市において実施。）の食品営業施設に対し、保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員*が一般監視及び広域監視を実施し、安全な食品が提供されるよう指導します。</u></p> <p>● <u>一般監視は、各保健所及び食品衛生検査所が食品の取扱設備及び衛生管理計画*の確認を含む、食品衛生法*などの遵守状況に重点を置いた監視指導を行います。</u></p> <p>● <u>広域監視は、集団給食施設や食品製造施設など、特に重点的に管理を要する施設に対し、5保健所（清須、春日井、半田、衣浦東部及び豊川）に設置した食品安全広域機動班が指導を行います。</u></p> <p>● <u>食品衛生検査所では、名古屋市中央卸売市場北部市場において食品が衛生的に取り扱われるよう、市場の開催に合わせて深夜や早朝に監視指導を行います。</u></p> <p>● <u>広域連携協議会*に参加し、関連自治体と連携して広域的な食中毒事案について対応します。</u></p> <p>● <u>中食向けのテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配）を行う飲食店に対して、注意すべき衛生管理について監視指導を実施します。</u></p>	<p>アクション12</p> <p><u>県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は各市において実施。）の食品営業施設に対し、保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員*が施設の衛生状態や食品の取扱方法などについて監視を実施し、安全な食品が提供されるよう指導します。</u></p> <p><u>監視指導については、各保健所及び食品衛生検査所が実施する一般監視と、これに加えて5保健所（一宮、春日井、半田、衣浦東部及び豊川）に設置した食品安全広域機動班が実施する広域監視とに役割を分けて、効率的かつ効果的に実施します。</u></p> <p>● <u>一般監視は、食品の取扱設備、取扱方法などについて、食品衛生法*などの遵守状況に重点を置いた監視指導を行います。</u></p> <p>● <u>生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、監視を行います。また、牛肝臓及び豚肉（内臓を含む）が生食されることのないよう、監視を行います。</u></p> <p>● <u>食品衛生検査所では、名古屋市中央卸売市場北部市場内において常に食品が衛生的に取り扱われ、有毒魚介類や、放射性物質に汚染され出荷制限を受けた食品が市場外に流通していないか、せりや売買が行われる前の深夜や早朝に監視指導を行います。</u></p> <p>● <u>非許可食品*製造施設の届出制度に基づき、施設を把握するとともに、監視指導を行います。</u></p>